

今後目指すべき地方税財政の方向と  
平成24年度の地方税財政への対応についての意見

平成23年12月16日

地 方 財 政 審 議 会

今後目指すべき地方税財政の方向と  
平成 24 年度の地方税財政への対応についての意見

はじめに	～危機から希望へ～	1
第一	今後目指すべき地方税財政の方向	2
1	多様性を認めた災害復興	2
2	生活の安心の確保	3
3	社会保障・税一体改革への対応	4
	(1) 地方税の目指すべき体系と税制抜本改革の考え方	
	(2) 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の整理と 地方消費税の充実	
	(3) 地方法人課税のあり方の見直し	
	(4) 地方税制を通じた自主性・自立性の強化	
	(5) 地方税のグリーン化	
	(6) 社会保障と税に関わる番号制度	
4	地域主権改革の一層の推進	8
	(1) 地方交付税の機能の発揮	
	(2) 地方債に対する関与の見直し	
	(3) 国庫補助負担金等の縮減	
	(4) 財政規律の確保	
第二	平成 24 年度の地方税財政への対応	12
1	東日本大震災の復旧・復興財源の確保	12
2	地方交付税等の一般財源総額の確保	12
3	一括交付金化の着実な推進	12
4	原則に従った子どもに対する手当に	13
5	地方債資金の確保	13
6	宝くじの活性化	14
7	地方公営企業等の改革	14
8	地方自治体における自主的な給与の決定	15
おわりに	～地域の絆としての自治の保障～	15

今後目指すべき地方税財政の方向と  
平成 24 年度の地方税財政への対応についての意見

平成23年12月16日  
地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方税財政の方向と平成 24 年度の地方税財政への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第 9 条第 3 項の規定により意見を申し述べる。

はじめに ～危機から希望へ～

危機は試練を通して希望をはぐくむ。歴史が教えてくれる通り、閉塞感を吹き払い、新たな未来を切り開くような改革は、いずれも危機の時代に生まれている。世界にも稀な速さで進む高齢化への対応に追われる中で、内では東日本大震災・原発事故という未曾有の複合型災害に襲われ、外からは世界的な信用不安が引き起こした経済危機にさいなまれている。かつてない二重、三重の危機の渦中にあるといえるが、試練が厳しいほどそこにともる希望の灯は輝くと信じたい。

危機は必ずその内部に未来への希望の種を宿している。東日本大震災で被災した人々も、大震災の悲劇に涙した人々も、共に身にしみて感じたのは、人と人の絆の大切さだった。それは、日本の社会が無縁社会という言葉が流行語になるほどに、家族や地域の絆が緩んでしまったという痛切な思いでもある。この思いこそ、未来への希望の種であろう。緩んだ絆を固くし、どのような苦難に遭遇しても、支えてもらえるという安心感を抱けるような社会を築こう。それが私たちの決意でなければならぬし、危機そのものが指し示してくれた危機を乗り越える途である。

生活の支えは身近にあるほどいい。家族や周囲が支えきれない時、手を差し伸べられるのは地方自治体である。介護疲れで倒れそうになった

り、育児と仕事の両立に耐え難くなったりして、家族の絆が危うくなる時、自治という地域の絆で支えるのである。そこは、住民が助け合い、知恵を出し合い、力を結集する場である。医師が患者の体の回復力を信じるように、地域の再生は住民の自治の力にかかっているという確信こそ地域主権改革の精神であろう。体の免疫力を高める努力をしないで、薬を浪費しても意味はない。地域主権改革の旗を掲げた意味をもう一度かみ締め、地域の絆としての自治の力を強めることに主眼を置くべきである。

当審議会は、以上のような基本認識の下に、中長期を視野に入れた「第一 今後目指すべき地方税財政の方向」と当面実施すべき「第二 平成24年度の地方税財政への対応」をまとめた。

## 第一 今後目指すべき地方税財政の方向

### 1 多様性を認めた災害復興

東日本大震災で被災した各地域は、これまで、長い年月をかけて、それぞれの自然や風土に合った個性ある生活様式や文化を築き、地域の資源を生かした産業の循環を築いてきた。

被災した各地域が多様性を有しているように、人々の暮らしやコミュニティ、地域産業を復興させるための道筋もまた多様である。各地域の復興は、それぞれの地域の住民自身の手によって、それぞれの地域の個性に応じた方法で行われるべきであり、多様性を認めた復興こそ地域をよみがえらせる唯一の途である。

国は、各地域が主体的な取り組みを安心して行えるよう、制度面、財政面から力強く後押しすることを基本とすべきである。地域が多様な復旧・復興ニーズに的確に対応できるよう、必要な制度の見直しを行うとともに、従来の財政措置を思い切って拡充し、被災自治体に対し、十分な、かつ、自由度の高い財源を確保すべきである。

東日本大震災においては、従来の国費措置が大幅に拡充されるとともに、第3次補正予算では被災自治体が自らの復興プランの下に進める事業を支援する復興交付金が創設された。同交付金を含め、復旧・復興に関わる国庫補助負担金は、できるだけ自由度の高いものにするるとともに、被災自治体に迅速に交付されるようにすべきである。

国費の拡充とともに、事業実施状況に合わせて地方負担分の全額を措置する震災復興特別交付税が創設されたことは、被災自治体の復旧・復興への大きな支援となるものである。今後も、集中復興期間中の復旧・復興事業の地方負担が新たに生じる場合は、震災復興特別交付税を別枠で増額し、被災自治体の取り組みを継続的に支えていくべきである。

## 2 生活の安心の確保

最近のヨーロッパの財政債務問題で増幅した世界的な経済危機が、生活の場にも深刻な影響を及ぼしている。グローバルな危機にはローカルから立ち向かわなければならない。地域で生活の安全網を整え、危機への抵抗力を強めることである。

人々の生活の安心を取り戻すためには、全国画一的な社会保障給付では限界があり、住民に身近な地方自治体が行う地域に根ざしたきめ細かな支援が重要になる。それは、医療、介護、子育て、障害者福祉、生活保護、雇用など、人々の暮らしのあらゆる面で共通していえることである。社会保障改革を検討する際には、その点を特に重視しなければならない。

生活の安全網を地域ごとに整えるためには、地方自治体に安定的な財源を確保することが不可欠である。全国各地で、それぞれの地域に根差した支援が行えるよう、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保することが必要になる。

### 3 社会保障・税一体改革への対応

#### (1) 地方税の目指すべき体系と税制抜本改革の考え方

自分たちが望むサービスを供給するのに必要な費用は、自分たちが負担する財源で賄える。それが自治の理想の形である。しかし、多くの自治体は、あまりにも税源が乏しいことから、自己努力では理想の形には近づけないのが現状である。国と地方の役割分担に応じて、国と地方の税源を再配分する抜本的な税制改革が不可欠である。その際には、地域間の税収格差を拡大しないよう、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系にしなければならない。地方消費税の充実はその有力な手法であるが、税制抜本改革に当たっては、社会保障・税一体改革として、社会保障分野において国と地方の役割分担を踏まえて消費税収（国・地方）を主要な財源として確保するのみにとどまらず、個人所得課税、法人課税、資産課税等にわたる改革としなければならない。

#### (2) 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の整理と地方消費税の充実

地方自治体は、住民に身近なところで年金を除く社会保障のほとんどを担っているだけでなく、国の画一的な制度では対応できない様々なニーズに対して地方単独事業によりきめ細かくこたえ、一人ひとりの暮らしを守っている。住民にとっては、国庫補助負担事業であるか地方単独事業であるかの区別はない。両者が一体となって、安心・安全な生活を支えている。社会保障関係の地方単独事業に対しても、地方消費税のような安定的な財源が確保されるべきである。

「社会保障・税一体改革成案」では、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像を総合的に整理した上で、引上げ分の消費税収について、「制度として確立された社会保障4分野（年金、医療、介護、少

子化)」に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとされている。

この社会保障給付の総合的な整理及び引上げ分の消費税収の配分に当たっては、地方自治体が社会保障分野において担っている役割を十分踏まえることが必要である。

予防接種、がん検診、介護予防、幼稚園の運営などのサービスはもとより、保育所（公立・私立）の職員加配、国民健康保険の一般会計繰入れ、乳幼児医療費助成など、必要な事業として広く実施されており、住民の目からみれば制度として確立されているサービスも保障されなければならない。また、住民に対するサービスそのものである保健師、保育士、児童福祉司等の人件費に充てる安定的な財源も確保されなければならない。

### （3）地方法人課税のあり方の見直し

地方法人課税は、地方自治体から法人が受ける行政サービスの対価として法人に負担を求めるものであり、重要な地方の基幹税源である。とりわけ、法人事業税は、市町村の固定資産税に対応する都道府県の独立税の基軸となる税である。ただ、地方法人課税は経済動向に応じて税収が大きく変動することや、税収が偏在するなどの課題を抱えている。地域間の税源偏在に対応するため、平成 20 年度税制改正で、法人事業税（所得割・収入割）の一部を分離して地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。しかし、これはあくまでも税制の抜本改革が行われるまでの暫定措置である。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、地方税の譲与税化であり地方税源充実の方向に反するうえ、その恒久化や更なる規模の拡大は、地方税の根本原則である受益と負担の関係を曖昧にする。社会保障・税一体改革による地方消費税の充実と同時に廃止すべきである。

その際には、安定的な地方税の充実や地域間の地方税収の偏在是正を行う観点から、消費税の地方交付税分を地方消費税へ、必要額の地

方法人課税を国の法人税の地方交付税分へ、それぞれ移管する税源交換を行うことを検討するべきである。

地方法人課税の税収の変動への対応や応益性の強化という観点からは外形標準課税の拡大が検討されるべきである。

#### (4) 地方税制を通じた自主性・自立性の強化

地方税は能力と受益に応じて分かち合うことが望ましい税制であり、国の政策によって一方的に減収を強いてはならない。国が地方税法で一律に定めている特例措置は、地方自治体の自主的な判断を損なううえ、必ずしも地域の実情に即したのではなく、適切な政策効果が発揮できていない場合もあると考えられる。原則として、法律の定める範囲内で、地方自治体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組み（地域決定型地方税制特例措置）を導入すべきである。

地方消費税（譲渡割）の賦課徴収事務は現在国が行っているが、これはあくまでも暫定措置であり、本来は、地方自治体が賦課徴収すべきものである。消費税・地方消費税の賦課徴収について、当面は、住民の利便性の向上のため、全国の地方自治体において、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組を拡大すべきである。

#### (5) 地方税のグリーン化

地球温暖化はグローバルな課題だが、その対策はまずローカルで考えなければならない。それぞれの地域で、風土に合った循環型の生き方ができれば、自ずと課題は解消していく。すでに、森林の保全を目的とした森林環境税や産業廃棄物の埋め立てに対する産業廃棄物税などの法定外の地方税の導入が広がっているが、各地で自然的社会的条件に応じた対策と負担の仕方について創意工夫が求められる。

同時に、CO<sub>2</sub> 排出抑制に向けて、地方税体系全体を、環境への負荷に応じた課税の割合を高める形に改めていかなければならない。地方

税のグリーン化である。

現在、国において、燃料に対する環境税（「地球温暖化対策のための税」）の導入が議論されているが、燃料を消費したところで課税する方がCO<sub>2</sub>排出抑制の効果は高いことから、本来は、地方税として導入すべきである。国税で課税される際には、地方が地球温暖化対策の相当な部分を担っていることに配慮し、地方の財源を確保・充実する仕組みをつくるべきである。

自動車関係税については、去る12月10日に閣議決定された平成24年度税制改正大綱の中で、今後の検討事項として、「自動車取得税及び自動車重量税については、『廃止、抜本的な見直しを強く求める』等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。」こととされた。

自動車の取得に対し課される自動車取得税についてみれば、平成21年度に道路特定財源から一般財源化されたことや消費税との二重課税の問題を捉えてその存廃を問う意見もあるが、自動車の走行により、現に交通事故や救急搬送、排気ガス等の社会的費用が発生し、これに対応する地方行政サービスを提供する必要があるために、引き続き課税が継続されている点に留意すべきである。また、消費税との関係についても、自動車取得税は自動車の取得の事実に応じた課税力を認めて課税するものであって、消費税とはそもそも課税根拠が異なり、多くの欧州諸国においても一般消費税との併課が行われているところである。さらに、自動車取得税においては、現在のエコカー減税は言うに及ばず、30年以上も前から、環境性能の優れた自動車の買換えを促進する趣旨で特例措置が講じられてきており、グリーン化へのインセンティブ税制としての役割を担ってきたことにも十分留意する必要がある。

## (6) 社会保障と税に関わる番号制度

社会保障と税に関わる番号制度は、社会保障制度や税制を一体的に捉え、社会保障給付の効率性・透明性・公平性を高めるための重要な基盤となるものである。政府は「番号法案」(仮称)の国会提出を予定しているが、番号制度が所期の目的を達成するためにも、住民に関する各種の情報を有する地方自治体の意見を踏まえ、検討を進めていくことが必要である。

## 4 地域主権改革の一層の推進

我が国の経済社会が厳しい状況にある中で、不安にさらされている人々の暮らしを守り、地域社会の再生を図ることが求められている。それをなし得るのは住民に身近な地方自治体であり、また、地方自治体はその責務を負っている。

今こそ、地域主権改革を前進させ、地域が自らの施策を自己決定できる仕組みを速やかに確立すべきである。3に述べた地方税の改革に加え、各分野について次のような方向で改革を進めるべきである。

### (1) 地方交付税の機能の発揮

#### ○財源保障・財源調整機能の一体的発揮

地方交付税制度は、全国どこの地域に住んでいても、標準的な行政サービスを受けられるようにするため、サービスの担い手である地方自治体に財源を保障しており、また、この財源保障によって地域間の財源の不均衡を是正する財源調整(格差是正)機能も果たしている。地方交付税が有するこの財源保障機能と財源調整機能は一体不可分なものでなければならない。

地域における人々の暮らしを守り、疲弊した地域の再生を図るため

には、地方交付税の必要な総額を確保し、地方交付税がその本来の役割である財源保障機能と財源調整機能を十分発揮していくことが不可欠である。

今後、地域主権改革が進展し、地方自治体が一層自立することとなれば、地方交付税制度は、特定の行政分野の財源を保障する国庫補助負担金制度に比して、標準的な行政分野全般にわたる財源を保障し、地方自治を支える仕組みとして、一層重要さを増す。

## ○法定率の引上げ

地方交付税は、国税5税の一定割合とされているが、この国税5税の法定率分が必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により、必要な総額を確保することとされている（地方交付税法第6条の3第2項）。

昨今の地方財政は、毎年度巨額の財源不足が生じ、平成8年度以降16年間連続で同条項に該当しているにもかかわらず、法定率の引上げはなされていない。同法の定める本来の姿に立ち戻って、地方交付税の法定率の引上げにより、地方の財源不足を解消し、地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるべきである。

また、国税5税の一定割合は、本来地方の税収とすべきものを、国が代わって徴収しているもので、「間接課徴形態の地方税」と考えるべきものである。この地方の固有財源としての性格をより明確にするため、国税5税の一定割合を、国の一般会計を通さず、交付税特別会計に直接繰り入れることとすべきである。

## （2）地方債に対する関与の見直し

地方自治体が自らの判断で起債できることは、自治の重要な条件である。地方債に対する国の関与は、地方債の総量についてのマクロ経済との調整や地方財政の健全性確保、地方債全体の信用維持が主な目

的であるが、国の関与はこれらの目的の達成のために必要な範囲にとどめるべきであり、そうした観点で見直しを進めていく必要がある。

本年8月に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」が成立し、財政状況が普通の団体が民間資金債を発行する場合には協議を不要として事前届出とする見直しが行われた。この地方債の届出制度を平成24年度から円滑に導入するため、リスク・ウェイトがゼロという地方債の現行の位置付けに影響を与えないよう十分に配慮するとともに、地方債に対する市場の信認を維持できるよう市場関係者等に制度の周知徹底を図る必要がある。

### **(3) 国庫補助負担金等の縮減**

#### **○国庫補助負担金**

国庫補助金は、地方自治体の財政運営の自主性を制約するものであり、縮減していくべきである。ひも付き補助金の一括交付金化は、地方自治体の裁量を広げるものとして評価できるが、国が配分の権限を持ち、用途を制限している限り、地方自治体にとっては、使い勝手のいい補助金の域を出ない。一括交付金については、地方に税源移譲するまでの間の過渡的な制度であることを明確にするべきである。

#### **○直轄事業**

国の直轄事業は、全国的な見地から真に必要とされる事業に限定し、それ以外は地方自治体に移管すべきである。同時に国の出先機関改革とあわせて直轄事業の対象範囲の思い切った縮減を図るべきである。直轄事業の計画・実施に際しては、地方自治体が関与できるよう、早急に係る地方自治体との事前協議制を法制化すべきである。

直轄事業負担金制度は、貴重な地方自治体の財源を国の事業に振り

向けさせるものであり、地方自治体の財政運営の自由を損なっている。維持管理費負担金は全廃されたが、残された建設費負担金についても検討し、平成 25 年度までに結論を得るべきである。

#### (4) 財政規律の確保

##### ○地方自治体の財政健全化

地域主権改革により自己決定の範囲が広がっており、地方自治体には、より一層規律ある財政運営が求められる。住民に対して、財政運営に関する十分な説明責任を果たすことにより、住民や議会が適切にチェックを行うことができるようにすることが重要になる。

地方公共団体財政健全化法はすべての地方自治体に財政指標の作成と公表を義務付けているが、それによって住民が財政の健全度を判断できるものとする必要がある。公表の際は、他団体を含め、より一層、住民に分かりやすい説明とすべく不断に努めなければならない。

##### ○地方自治体から国等への寄附禁止規定の見直しへの対応

第 2 次一括法による地方公共団体財政健全化法の改正により、地方自治体の国、独立行政法人、国立大学法人等への寄附金等の支出については地方自治体の自主的な判断に委ねることとなった。国等は、国と地方の財政秩序を乱すことがないように、本来自ら負担すべき経費について、地方自治体に寄附金等を求めるようなことがあってはならない。

地方自治体は、国等に対して寄附金等を支出するに当たっては、その必要性を慎重に検討するとともに、住民や議会が十分チェックしていくことが必要である。

## 第二 平成 24 年度の地方税財政への対応

### 1 東日本大震災の復旧・復興財源の確保

被災地においては、今後、地域の復旧・復興のための事業が本格化していくこととなる。被災自治体が復旧・復興事業を円滑に実施することができるように万全を期すべきであり、事業の実施に必要な財源は適切に措置されなければならない。

第 3 次補正予算において復旧・復興事業に係る地方負担分の全額を措置する震災復興特別交付税が創設されたが、平成 24 年度も、復旧・復興事業に係る地方負担が新たに生じる場合は、震災復興特別交付税の別枠での増額を行い、被災自治体の復旧・復興のための財源を確実に確保するべきである。

### 2 地方交付税等の一般財源総額の確保

地方財政が非常に厳しい中であって、地方自治体は、医療や介護などの社会保障関係経費の自然増に対応していくとともに、地域をとりまく様々な危機から住民生活を守り、地域を再生させるために必要な施策を着実に実施することが求められる。地方自治体の安定的な財政運営に必要なとなる地方交付税等の一般財源総額の適切な確保が不可欠である。

来年度も、地方財政には巨額の財源不足が生じることが想定されており、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項に規定する地方交付税の法定率の引上げに踏み切るべきである。特に、三位一体改革により所得税から住民税に税源移譲した際に失われた 1 兆円の復元を図るべきである。

### 3 一括交付金化の着実な推進

平成 23 年度から設けられた地域自主戦略交付金については、地方の意見を踏まえながら、都道府県分のメニュー拡大及び増額、市町村分へ

の導入など、より一層の拡充を図り、その自由度を高めていく必要がある。

拡充に当たっては、地方自治体の事業執行に支障が生じないよう地域自主戦略交付金の総額を確実に確保するとともに、国の関与をできる限り縮小するため、条件不利地域や継続事業に配慮しつつ、客観的指標による配分を拡大すべきである。

#### 4 原則に従った子どもに対する手当に

本来、地方に裁量の余地のない画一的な現金給付は国が、地域の実情に応じて実施するサービス給付は地方が担うという役割分担を原則とすべきであり、子どもに対する手当については、この原則を踏まえた国と地方の負担割合とすべきである。

一方、年少扶養控除等の見直しによる地方増収分は、「控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設と一体的に実施された税制改正によるものであり、最終的に子どもに対する手当の財源に活用することが求められている。原則を踏み外さないよう、サービス給付に対する国庫補助負担金を一般財源化に振り向けるなど、地方の自由度を高める方向で国費と調整すべきである。

#### 5 地方債資金の確保

地方債資金については、地方自治体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、一般市町村を中心に、所要の公的資金を確保すべきである。

特に、財政力の弱い地方自治体が円滑に資金調達できるよう、地方自治体の共同資金調達機関である地方公共団体金融機構の財務基盤の充実及び貸付規模の確保を図るべきである。

一方で、資金調達は地方自治体が自らの権限と責任ですべきであるという観点から、都道府県や政令指定都市は全国型市場公募地方債、一般

市町村は住民参加型市場公募地方債をそれぞれ積極的に活用するなど、民間からの資金調達を充実することも求められる。

公的資金補償金免除繰上償還については、平成 24 年度においても確実に実施し、高金利の公債費負担の軽減を図る必要がある。

## 6 宝くじの活性化

宝くじの収益金は地方自治体の貴重な自主財源として、様々な公益事業に活用されている。しかし、近年、宝くじの売上は減少の一途をたどっていることから、その売上の回復が喫緊の課題となっている。

宝くじを取り巻く環境変化に対応して、インターネット販売の早期導入、委託業務の競争性・効率性の確保、宝くじの魅力の向上等の改革に取り組み、消費者の利便性の向上、宝くじ運営の効率化を図る必要がある。また、このため、宝くじの電磁的記録化、当せん金最高倍率の引上げ等の法律改正を行うべきである。

## 7 地方公営企業等の改革

### (1) 地方公営企業、地方公社及び第三セクターの改革

地方公営企業、地方公社及び第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。これらが、将来にわたり十分に役割を果たしていくためには、経営の健全化にも取り組んでいかなければならない。第三セクター等改革推進債の活用も視野に入れて、存廃を含めた抜本改革に集中的に取り組み、一層の経営健全化、将来的な財政負担の明確化及びその計画的な削減に努めるべきである。

病院事業については、「公立病院改革ガイドライン」を踏まえて策定された「改革プラン」に基づく公立病院改革を推進するとともに、医師不足が深刻化するなど厳しい経営環境の下で、地域医療を確保する観点から、引き続き所要の地方財政措置を講じるべきである。

## (2) 地方公営企業の会計制度の改革

新地方公営企業会計制度は、経営の透明性が向上することにより、住民や議会のチェックが働きやすいものであることから、円滑な導入に向けた支援を充実させるべきである。

経営成績及び財政状況の明確化並びに弾力的な企業経営等を図るため、新地方公営企業会計制度による財務規定等の適用範囲の拡大についても検討すべきである。

## 8 地方自治体における自主的な給与の決定

地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則や人事委員会勧告等を踏まえ、それぞれの地方自治体が議会で十分議論の上、条例で定めるものである。国家公務員の給与について人事院勧告には基づかない特例措置としての臨時的引下げが行われる場合でも、同様の引下げを地方自治体に対して要請したり、地方交付税の減額により強制したりするようなことがあってはならない。

引き続き、各地方自治体が住民の理解と納得が得られるよう、情報公開を徹底しながら、適切に給与を決定していくべきである。

## おわりに ～地域の絆としての自治の保障～

人を手助けする時、困った時はお互い様という。助ける側になるか、助けられる側になるかは、巡り合わせであって、いつ立場が入れ替わるかわからない。それでも、お互い様の気持ちが共有されていれば、人は安心して暮らせる。その延長線上に、自治がある。そこにも、費用が発生するが、お互い様の気持ちが働いていれば、無用の摩擦はなく、比較的費用が少なくて済む。人と人の絆が緩むほど、行政に頼る度合が高まるのである。高齢化が進むにつれ、それを支える費用が増えるのは仕方

がないとして、数字にばかり目が行き、人が見えなくなつては困る。自治の力を強め、絆の固い地域社会をつくることが第一である。

スイスでの研究者の調査結果によれば、人の幸福感は、金銭的なものよりも、直接政治に参加できる度合に左右されるという。直接民主主義の比重の高いスイスならではの結果ともいえるが、地域のことは地域で決められるという誇りが幸福感につながるという点は、日本にも共通するだろう。疲弊した地域では、誇りの空洞化すら指摘される昨今である。誇りある地域に再生させずにはおかないという決意があればこそその地域主権改革であろう。言葉の遊戯にとどまらないとすれば、その名にふさわしい自治を保障しなければならない。

その意味では、税制抜本改革は、社会保障分野において消費税収（国・地方）を主要な財源として確保するのみにとどまらず、個人所得課税、法人課税、資産課税にわたる改革としなければならない。子どもに対する手当は、当面はともかく、現金給付は国、サービス給付は地方という基本原則に則って、再考されなければならない。地域自主戦略交付金は過渡的なものとして、税源移譲を含めた恒久的な策を練る必要がある。遠い道のりだが、地域の絆としての自治を確かなものにしていく努力を着実に積み重ねなければならない。

危機が深刻であればあるほど、それを乗り切る方策も、より根本的なものが求められる。希望を与える未来図もなく、原則もあいまいな改革は最悪である。改革、改革と飽きるほど聞かされながら、依然として、閉塞感が漂っているのは、その点が不十分だからであろう。地域主権改革の基本に立ち返れば、おのずから原則は明らかになるはずである。せっかく掲げた旗をないがしろにしてはならない。